

～就学援助制度のお知らせ～

杉戸町教育委員会では、小・中学校の児童生徒が心身ともに健康で安心して教育が受けられるよう、経済的に困難な世帯に、就学に必要な費用の一部を援助しています。

援助を希望される方は、以下の点にご留意のうえ、申請してください。

*** 昨年度に引き続き援助を希望する方も、申請が必要となります。**

- * 学校徴収金が免除になる制度ではありません。認定になった方も学校徴収金の支払いが必要です。学校徴収金に未納があるときは、就学援助費を未納分に充当するため学校長口座へ振り込みをする場合があります。
- * 前年の収入の有無に関わらず、収入の申告を必ず済ませてください。**未申告の場合は、審査できません。**

(1) 対象となる方 就学援助申請書（両面記入）を提出してください。それ以外の必要書類は以下のとおりになります。

対 象	就学援助申請書以外の提出書類
生活保護を受けている方	・なし
次のいずれかの該当になる方 ① 生活保護の停止または廃止 ② 町民税の非課税 ③ 児童扶養手当の受給 ④ 国民年金保険料の減免 ⑤ 個人事業税、固定資産税の減免 ⑥ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予 ⑦ 生活福祉資金貸付制度による貸付	・国民年金保険料免除通知書や児童扶養手当証書等、 当てはまるものの証明ができる書類の写し ②町民税の非課税の理由で申請される場合は世帯 全員が非課税である必要があります。
世帯の収入が不安定などで、援助が必要と認められる方 (令和8年1月1日に杉戸町に住民票がある方)	・賃貸住宅にお住いで、同一世帯の方が契約者の場合、契約書の写し。 ・二世帯住宅等で生計が別である場合、各世帯の光熱水費の領収書等の写し。
世帯の収入が不安定などで、援助が必要と認められる方 (<u>令和8年1月2日以降に転入した方</u>)	・ <u>転入前の市区町村で発行される令和8年度課税証明書(総所得金額、控除額の記載のあるもの)</u> ・賃貸住宅にお住いで、同一世帯の方が契約者の場合、契約書の写し。 ・二世帯住宅等で生計が別である場合、各世帯の光熱水費の領収書等の写し。

(2) 申請手続き

泊を伴う行事の実施前支給を希望される場合は申請期間等異なります。詳しくは3頁をご覧ください。

- ・申請期間・・・令和8年4月1日 受付開始 (最終受付 令和9年1月29日)

4月分からの援助を希望する方は、必ず令和8年4月30日(木)までに申請書を提出してください。

令和8年5月1日以降に申請された場合は申請した月の翌月からの支給となります。また、一部減額や支給出来ない費目があります。

- ・申請場所・・・杉戸町教育委員会学校教育課(杉戸町役場第一庁舎2階)

又は現在通っている学校(小・中学校両方に在籍している場合は、どちらかの学校)

(3) 認定方法及び結果

提出された書類を基に審査し、結果は認定・不認定に関わらず申請者全員に申請月の約1ヶ月後に郵送で通知します。ただし、4月～6月に申請された方については7月中旬頃郵送します。

(4) 支給内容 支給上限額がありますので、援助額が実際に要した額より少ない場合があります。

- ・金額は令和7年度のもので、途中認定者・辞退者等については、月割りとなります。
- ・年4回（7月末、10月末、1月末、3月末）保護者の指定口座に振り込みます。
- ・学校給食費及び医療費は、教育委員会から関係機関へ直接支払います。認定前に保護者が支払った学校給食費は、認定後、給食センターより保護者指定口座へ振り込みます。

区 分	小学校		中学校	
	該当学年	限度額・年額	該当学年	限度額・年額
学用品費	1年～6年	11,630円	1年～3年	22,730円
通学用品費	2年～6年	2,270円	2年～3年	2,270円
児童会費／生徒会費	1年～6年	600円	1年～3年	2,200円
P T A会費	1年～6年	3,450円	1年～3年	4,260円
校外活動費(宿泊無)	実施学年(参加者)	1,600円 (実施後給与)	実施学年(参加者)	2,310円 (実施後給与)
新入学児童生徒学用品費	1年	57,060円※ (4月認定者のみ)	1年	63,000円※ (4月認定者のみ)
新入学児童生徒学用品費	6年	63,000円 (杉戸町立中学校への進学予定者のみ)	※新入学児童生徒学用品費について 入学前支給を受けた方は、4月から認定されても支給されません。	
校外活動費(宿泊有)	実施学年(参加者)	3,690円	実施学年(参加者)	6,210円
修学旅行費	6年(参加者)	22,690円	3年(参加者)	60,910円
学校給食費	1年～6年	実食分	1年～3年	実食分
医療費	1年～6年	要保護認定者のみ	1年～3年	要保護認定者のみ
オンライン学習通信費	1年～6年	15,000円	1年～3年	15,000円

要 保 護：生活保護を受給している児童生徒がいる世帯。上記の修学旅行費と医療費のみが支給対象となります。

準要保護：要保護以外の就学援助認定要件を満たす児童生徒がいる世帯。上記の医療費以外が支給対象となります。

(5) その他

- ・お引越しをする場合は、速やかに教育委員会へご連絡ください。学年の途中で町外の学校に転校した場合は、その後の支給はありません。転出先市町村で改めて就学援助の申請をしてください。
- ・年度の途中で世帯構成等に変更があった場合は、必ず教育委員会で再申請または辞退の手続きをしてください。
- ・申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取り消し、支給済の援助費を返還していただくことがあります。
- ・認定（審査）には、家族構成や収入等詳細な情報が必要になるため、認定の可否について申請前にお問い合わせいただいても、お答えいたしかねますのでご了承ください。

《就学援助認定モデルケース》 ※世帯所得限度額はあくまで目安であり、家族の年齢構成等によって異なります

世帯構成の例	準要保護認定世帯の世帯所得限度額
母(29)、子(7)	約 220万円
父(35)、母(35)、子(11)	約 280万円
父(37)、母(35)、子(10・8)	約 340万円
祖母(72)、父(43)、母(41)、子(14・11)	約 370万円

泊を伴う校外活動費及び修学旅行費実施前支給について

杉戸町教育委員会では、就学援助費の泊を伴う校外活動費及び修学旅行費を実施前に支給しています。

支給を希望される方は、必要書類を添えて、杉戸町教育委員会学校教育課へ直接申請してください。

なお、1学期中に行われる各行事について実施前支給を希望される場合は、申請期間が通常の就学援助申請期間より短くなっていますのでご注意ください。

1. 支給の対象となる方

杉戸町立各小・中学校に通う小学校5, 6年生、中学校1, 3年生で、泊を伴う校外活動（林間学校・スキー教室）、修学旅行に参加する方のうち、実施前に支給を希望する方。

2. 実施前支給希望の際の申請手続き

(1) 申請方法 就学援助申請書に必要書類を添えて、杉戸町役場学校教育課へ申請してください。

(2) 申請期間

○1学期中に行われる行事の実施前支給を希望される方

令和8年4月1日（水）～令和8年4月17日（金）※土日祝日は除く。

※期日までに添付書類不足や未申告等により所得の確認がとれない場合、認定に係る審査ができないため実施前に支給ができません。御注意ください！

○2学期以降に行われる行事の実施前支給を希望される方

令和8年4月1日（水）～令和8年11月末日まで※土日祝日は除く。

※行事の行われるおおよそ3ヵ月前までに申請された場合実施前支給が可能です。

3. 審査結果の通知

1学期中に行われる行事の実施前支給を希望されて、対象学年以外の兄弟も申請している場合、実施前支給の対象児童生徒の認定結果が、他学年のお子様より早く送付される場合があります。それ以外のお子様の分の通知につきましては、別途7月中旬頃送付となります。

なお、審査に必要な書類が不足している場合は、審査が遅れ実施前支給が間に合わない場合があります。その際には実施後の支給となりますので予めご了承ください。

4. その他

・実施前支給を希望しない場合は、学校での各行事の精算が終了した後に、就学援助費支給時期に合わせて振込みます。

・実施前支給後、各行事に参加しなかった場合は全額返還となります。

・対象となる費用の合計が上限額を下回った場合は、差額分を返還していただきます。

・欠席等によりキャンセル料が発生した場合、キャンセル料は就学援助費の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

・各行事参加後に就学援助の申請をし認定を受けた場合は、校外活動費（宿泊有）・修学旅行費は支給されません。

問合せ 学校教育課 学務担当

電話（33）1111 内線389